

議第30号

平成27年度教育費補正予算（12月）の見積について

平成27年度教育費補正予算（市議会12月定例会提出）を別紙のとおり見積るものとする。

平成27年11月18日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 難波信昭

平成27年度 教育費 12月補正予算について

(歳入)

款項目	歳入名称	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	備考
14.2.7 教育費国庫補助金	学校施設環境改善交付金 (小学校耐震補強事業分)	39,675	3,543	43,218	屋内運動場の天井材撤去等による耐震化工事設計費に係る交付金
14.2.7 教育費国庫補助金	学校施設環境改善交付金 (中学校耐震補強事業分)	87,371	823	88,194	屋内運動場の天井材撤去等による耐震化工事設計費に係る交付金
	合 計	127,046	4,366	131,412	

(歳出)

款項目	事業名	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	備考
10.2.3 学校建設費	小学校耐震補強事業	119,026	10,631	129,657	地震による屋内運動場天井落下の危険性が高い学校教育施設の天井材撤去等工事の設計業務委託料 対象校:朝陽第二小学校、上郷小学校、西郷小学校、羽黒第二小学校
10.3.2 教育振興費	中学校教科書整備事業	143	40,000	40,143	教科書改訂を受け、各中学校で使用する教師用教科書、指導書、指導資料の購入費
10.3.3 学校建設費	中学校耐震補強事業	122,555	2,470	125,025	地震による屋内運動場天井落下の危険性が高い学校教育施設の天井材撤去等工事の設計業務委託料 対象校:豊浦中学校
	合 計	241,724	53,101	294,825	

債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
小学校通学対策スクールバス運行管理委託契約	平成27年度から 平成28年度まで	千円 26,900
中学校通学対策スクールバス運行管理委託契約	平成27年度から 平成28年度まで	千円 8,000

議第31号

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部改正について

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部を次のように改正する。

平成27年11月18日提出

鶴岡市教育委員会教育長 難波信昭

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表冬季の項中「（一年生に限る。）」を削り、

「

鶴岡市立第一中学校	下清水、中清水、清水新田、森片、矢馳、白山、山田
鶴岡市立第五中学校	菱津

を

」

「

鶴岡市立第一中学校	下清水、中清水、清水新田、森片、矢馳、白山、山田
鶴岡市立第二中学校	高田、北京田、荒井京田の一部、福田、豊田、林崎、本田の一部、播磨、平田、中京田、湯野沢
鶴岡市立第五中学校	菱津
鶴岡市立豊浦中学校	由良地区、小波渡地区、堅苔沢地区

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議第32号

鶴岡市学校適正配置基本計画（第二期）の策定について

鶴岡市学校適正配置基本計画（第二期）を別紙のとおり策定するものとする。

平成27年11月18日提出

鶴岡市教育委員会

教育長 難波信昭

(別紙)

鶴岡市学校適正配置基本計画 (第二期)

(案)

平成27年11月18日

鶴岡市教育委員会

はじめに

鶴岡市においては、子どもたちにとって望ましい教育環境を整えるため、平成23年5月に「鶴岡市学校適正配置基本計画」（以下「第一期計画」という。）を策定し、取り組みを進めてきました。

第一期計画では、平成28年度までに複式学級の編成が想定される市内14の小学校を検討対象校と位置付け、学校統合により適正規模の学校に再編することにより、より良い学校教育の実現を目指しました。

そして、学校統合を進めるにあたっては、地域運営において学校が担っている役割も大きなことから、対象校区の住民や保護者等による十分な検討を踏まえたうえで合意形成を図ることとし、地元の意向を尊重する立場で検討を進めてきたところです。

最終的には、14の検討対象校のうち11校の統合が決定したものの、残り3校については地元合意に至らず、統合が見送られる結果となりました。

しかしながら、本市においては、少子化に歯止めがかからない状況が続き、第一期計画の策定時の想定を上回るスピードで児童数が減少しているなど、学校を取り巻く状況が厳しさを増す中、学校の小規模化は今後も進むことが見込まれており、また複式学級が解消されない状況もいまだ残っています。

このようなことから、教育委員会としては、今後とも学校適正配置に取り組むべき状況にあるとの認識のもと、「鶴岡市学校適正配置基本計画（第二期）」（以下「第二期計画」という。）を策定することといたしました。

第二期計画は、第一期計画の総括と統合の効果検証を踏まえ、当該計画の基本部分を引き継ぐとともに、再編の手法や手順の見直しを行い、適正な学校規模を迅速かつ確実に確保することを大きな目的としています。

第二期計画の推進に当たりまして、地域住民をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成27年11月

鶴岡市教育委員会

I これまでの経過と現状

1. 第一期計画における取り組みの経過

鶴岡市では、過疎化や少子化により児童生徒数が減少し、地域によっては学校の小規模化が進み、複式学級が増加傾向にあることから、平成22年8月、鶴岡市学校適正配置検討委員会を設置し、本市として適正な学校規模と学校統廃合のあり方についての検討をお願いしました。翌年5月、同委員会からの「鶴岡市における適正な小中学校の学区に関する提言」を受け、本市として望ましい学校規模の実現を図ることを目的とした「第一期計画」を策定しました。

この第一期計画に基づき、市では、平成28年度までの学級編制において複式学級の編制が想定される14の小学校を検討対象校とし、1学年1学級以上になるように、学校適正配置の実現に努めました。具体的には、検討対象校のある中学校区ごとに「地域検討委員会」を設置し、統合の相手校や課題等の検討を行ったほか、統合の相手校が決まった後には、統合当事者校の関係者等からなる「統合準備委員会」を設置し、統合に向けた具体的な調整課題について検討しています。

第一期計画の計画期間（平成23年度～平成27年度）における検討結果と統合の進捗状況は下表のとおりとなっており、検討対象である14の小学校のうち11校については、地域検討委員会や地元懇談会において議論が重ねられ、統合決定となりましたが、残る3校については、地元協議において、第一期計画における統合は見送るという結論が出されています。

学校適正配置基本計画（第一期計画）における検討結果一覧

(平成27年11月現在)

検討対象校	統合相手校	新校名	統合年月	進捗状況
①湯田川小学校	朝暘第四小学校	朝暘第四小学校	H26.4	統合済
②田川小学校				
③朝日大泉小学校	朝日小学校	あさひ小学校	H26.4	統合済
④小堅小学校	三瀬小学校	豊浦小学校	H27.4	統合済
⑤由良小学校				
⑥大網小学校	あさひ小学校	あさひ小学校	H28.4	統合準備委員会
⑦五十川小学校				
⑧福栄小学校	温海小学校	あつみ小学校	H28.4	統合準備委員会
⑨山戸小学校				
⑩羽黒第四小学校	羽黒第三小学校	広瀬小学校	H28.4	統合準備委員会
⑪加茂小学校	大山小学校	大山小学校	H29.4	統合準備委員会
⑫栄小学校				
⑬長沼小学校		統合見送り		
⑭羽黒第一小学校				

2. 統合の効果検証

教育委員会では、統合の効果を検証するため、平成26年4月に開校した朝暘第四小学校及びあさひ小学校の児童や保護者、並びに教職員を対象にアンケート調査を行うとともに、2校の校長等から統合による成果や課題等を伺う機会を設けています。

(1) アンケート調査

アンケート調査の設問のうち、学校統合の結果について、「よかったです、まあまあ良かった」と回答した児童は、朝暘四小が約88%、あさひ小が約91%で、同じ設問に対して「よかったです、まあまあ良かった」と回答した保護者は、朝暘四小が約60%、あさひ小が約79%であり、学校統合が児童・保護者双方からおおむね評価される結果となりました。

また、友達に関する設問においては、「新しい友達ができた」と回答した児童が、朝暘四小で約79%、あさひ小で約66%となり、交友関係の広がりが見られます。

一方で、保護者が感じる児童の変化に関連し、児童の交友関係について、「良い影響があった、どちらかといえば良い影響があった」と回答した保護者は、朝暘四小が約46%、あさひ小が約48%であり、また「影響は感じない」と回答した保護者は、朝暘四小が約45%、あさひ小が約48%であり、統合による悪影響はほとんどなかったと言えます。

また、子どもの学習意欲の変化に関しては、「影響は感じない」と回答した保護者が、朝暘四小が約57%、あさひ小が約68%となる中、「良い変化があった、どちらかといえばよい変化があった」と回答した保護者が、朝暘四小で約33%、あさひ小で約30%あり、児童にとって統合がプラスに作用したことが伺われます。

(2) 朝暘第四小学校及びあさひ小学校の校長等からの聞き取り

次に、朝暘四小及びあさひ小の校長と教頭から、統合に係る成果と課題について意見等を伺ったところ、次のような事柄が挙げられています。

【成果】

- 小規模校の児童にとっては、良い意味での競い合いが多くなったようを感じる。
- 多様な考え方や意見に触れる機会が多くなり、学習が一段と深まった。
- 児童数が増え、多様な教育活動が出来るようになり、全体として活性化してきている。
- 朝暘四小の校外学習等では田川・湯田川での活動を取り入れ、あさひ小では統合前に未体験の自然体験活動を、その地域の人とかかわり合いながらできるようになった。

【課題】

- 友達とのかかわりが広がった分、トラブルが増えたと感じている保護者もいるようだ。
- スクールバスでの上下校に時間を要し、教育活動に影響ができる場合がある。

(3) 検証

アンケート調査や当該校の校長等からの聞き取りの結果を見ると、いくつかの課題は存在するものの、交友関係の広がりや学習意欲の向上、教育活動の活性化など、学校生活における人間関係や学習面等において、統合の効果が明らかとなっています。

そして、学校統合については、児童や保護者からおおむね良かったとの評価がなされています。

その一方で、閉校した地域からは、地域コミュニティと児童とのつながりが希薄になったという意見もあり、今後の課題として、地域づくりにおける取り組みが必要となっています。

3. 学校適正配置を取り巻く状況

少子化の影響により全国的にも児童数は減少傾向にあり、これに伴って学校の小規模化が進んだことから、全国の市町村においては、それぞれの地域の実情に応じて学校規模の適正化を検討しています。その結果、平成14年度から平成25年度までの12年間に廃校となった全国の公立小中学校の数は、4,877校にのぼっています。

その一方で、同じく地域事情により適正化の検討の進んでいない市町村もあることから、各団体における主体的な検討を支援するため、文部科学省は、平成27年1月、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「国の手引」という。）を策定しています。この手引では、学級数に応じた対応の目安が示されるとともに、学校統合する場合又は小規模校を存続させる場合のそれについて、検討の際に考慮すべき点や課題への対応がまとめられています。

4. 鶴岡市の小・中学校の現状

本市の小学校の児童数は、平成22年度の7,232人に対し、平成27年度が6,287人と約950人の減となっています。さらに、平成33年度推計は5,635人と今から約650人の減となる見込みとなっていて、今後も少子化の進行が想定されます。

また、中学校の生徒数も、平成22年度の4,043人に対し、平成27年度では3,556人と約500人の減、平成39年度推計では2,687人と12年間でさらに約850人の減が見込まれています。（※通常学級の児童・生徒数を記載）

一方、第一期計画に基づき学校適正配置の取り組みを進めた結果、平成29年

4月には複式学級を編成する小学校は3校を残すのみとなります。

国や県をはじめ、市においても少子化対策を戦略的に進めていますが、少子化傾向の現状では、未統合の3校の複式学級解消が見込まれず、また、将来的に複式学級を編成することになる学校が発生する可能性は否定できない状況です。

II 第二期計画の基本的な考え方

1. 第一期計画における目指す方向と望ましい学校規模

第一期計画においては、本市としての目指す方向と望ましい学校規模を次のように定め、その実現に向けた取り組みを進めてきました。

適正配置の目指すもの

- 子どもにとって望ましい教育環境の整備を目的とするものであること
- 市内全ての子どもが公平で適正な教育環境を保障されること
- 個に応じた指導が大切にされ、適正な規模の集団の中で学び合い、切磋琢磨して逞しい心が養えること

望ましい学校規模

- 小学校の学校規模は6学級～24学級とする
- 中学校の学校規模は3学級～18学級とする
- 1学級あたり15人～20人以上を確保できる規模を目指す
- 複式学級の解消に努める

2. 小規模校の課題

検討対象校区において統合の要否等を検討した際に出された、統合に反対する理由として、

- 学校は地域コミュニティの拠点であり、なくなると地域が衰退する。
- 学校は住民の心のよりどころである。
- 子どもがいなくなってしまう寂しい。
- 少人数の方がきめ細やかな指導を受けられ、子どもが生き生きとしている。などの意見が出されました。

しかしながら、一義的には、学校は教育施設であり、そのあり方については、教育的観点から論ずるべきものです。

変化の激しい社会を生き抜く意欲あふれる子どもを育て、知・徳・体の調和のとれた子どもを育成するためには、知識や技能を習得させるだけでなく、一定の学校規模のもとで、多くの同級生と同じ価値を共有し、あるいは違う考え方と触

れ、互いに切磋琢磨することで、主体性や協調性、思考力・判断力・表現力等の資質や能力を伸ばすことが重要です。

小規模校は、一人ひとりにきめ細やかな指導を行うことができるなどの利点があるものの、過度な小規模化は、児童生徒の集団活動や人間関係、教育指導の充実、学校運営など、学校教育の様々な面において、次のような影響が指摘されています。

- 多くの同級生と切磋琢磨することで育まれる学習意欲や向上心、社会適応力を十分に身に付けることができにくい面が見られること
- 体育・音楽などの集団活動に制約が生じやすいこと。
- 班活動やグループ分けに制約が生じること。
- 人間関係が固定化しがちなこと。
- 教員に特別な指導技術が求められること。
- 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備など、教員の負担が大きいこと。
- 教員の配置数が限られ、教員相互の意見交換や役割分担ができにくくなること。

現在、小・中学校においては、児童・生徒に基礎的・基本的な知識と技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことが求められています。

そのため、従来からの一斉型の授業を見直し、児童・生徒が互いに考えを伝えながら学び合い、課題解決に向かう探求型の学習に取り組んでいく必要があります。

しかしながら、複式学級のように学級の児童生徒数が極端に少ない場合には、班活動やグループ分けのほか、探求型の学習にも制約が生じ、授業の展開が難しくなっています。

3. 学級数の観点からの整理

文部科学省は、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定しました。

この中では、望ましい学級数として、

- 「小学校では、複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級）であることが必要で、1学年2学級以上（12学級）であることが望ましい」
- 「中学校では、少なくとも1学年2学級以上（6学級）が必要で、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導をするためには9学級以上が望ましい」

と示しています。

また、学校規模の標準を下回る場合の対応の目安を、学級数ごとに区分してお

り、このうち「学級数が1～5学級の小学校」及び「学級数が1～2学級の中学校」の場合は、

- 「おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童・生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。」

として、複式学級が存在する学校については、学校統合の適否の速やかな検討を求めていきます。

4. 第二期計画の基本方針

第一期計画で定めた市の目指すべき方向と望ましい学校規模は、学校適正配置検討委員会において、本市における小・中学校の実情やそれぞれの地域性を考慮したうえで定めた独自基準です。市では、この基本方針をもとに学校適正配置の検討を進めてきており、当該地域にも広く周知され、理解も進んでいるものと考えられます。

さらに、統合新校においては統合の効果が現れており、本市の少子化の傾向は今後も変わらず続くと想定されることを考慮すると、第二期計画においては、第一期計画において設定した本市の目指すべき方向、望ましい学校規模その他の基本的な考え方を継承しつつ、国の手引で示されている考え方を踏まえながら、引き続き学校適正配置に取り組むこととします。

これに加え、今後も子どもたちがよりよい環境のもとで教育を受けることができるよう、学区再編を検討するための基準を設け、適正な学校規模の確保に努めます。

5. 第二期計画の学区再編の方法と範囲

学区再編の方法は、学校の統合によるものとします。その範囲は、第一期計画と同じく、合併旧市町村の区域を跨がず、検討対象校が存する中学校区域内とし、当該区域内の小学校との統合を検討します。

なお、旧町村部にあっては、朝日地域に小学校が一校となったように、将来的に地域一校に統合される可能性を排除せずに検討します。

6. 第二期計画の計画期間

計画期間は、現に複式学級のある学校は平成28年度及び平成29年度の2年間とし、新規対象校は平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

III 今後の学区再編の進め方

1. 検討対象となる学校

第二期計画以降の学区再編の進め方については、次のような考え方に基づき、取り組んでいくこととします。

(1) 現に複式学級が編成されている学校（第二期計画）

第一期計画において未統合となった次の3校を検討対象校とします。

- 栄小学校
- 長沼小学校
- 羽黒第一小学校

(2) 新たに検討対象となる学校（第二期計画以降）

次の基準に該当する場合に検討対象校とします。

- 5年間連続して複式学級の編成が見込まれ、かつ、その後においてもその解消の見込みがないと判断される学校

2. 学区再編の実施

(1) 現に複式学級が編成されている学校

① 統合期限

平成30年4月までに統合します。

② 統合相手校等

統合相手校と統合後の学校の位置は、本計画において次表のとおり定めます。ただし、栄小学校の統合相手校については、栄地区の意見を踏まえ、平成28年3月までに教育委員会において決定します。

検討対象校	統合相手校	統合後の学校の位置
栄小学校	朝暁第三小学校、朝暁第五小学校又は京田小学校のいずれかの小学校	左記のうち統合相手校となる小学校の位置
長沼小学校	藤島小学校	藤島小学校の位置
羽黒第一小学校	羽黒第二小学校	羽黒第二小学校の位置

③ 統合までの手順

おおむね、平成28年9月までを地元説明の期間とし、その後を統合準備期間とします。

④ 説明会の開催

第二期計画は第一期計画の議論を継承することから、学区再編の意義や必要性に関する住民の理解度、再編課題への迅速な対応などを考慮しながら学区再編を進めます。そのため、検討対象校区とともに、統合相手校区においても、各組織単位に説明会を開催するなど、地元の理解を得られるよう丁寧な説明に努めます。

⑤ 統合準備委員会の設置

統合校同士の関係者からなる「統合準備委員会」を設置し、統合に向けた課題調整を行います。なお、校名・校歌・校章については、必ずしも調整項目となるものではありません。

(2) 第二期計画以降新たに検討対象となる学校

① 判断時期

平成28年5月頃に判断します。

② 統合期限

平成33年4月までに統合するものとします。

③ 統合までの手順

原則として第一期計画の手順に準じますが、状況に応じた柔軟な対応に努めます。おおむね、平成31年3月までを統合検討期間とし、その後を統合準備期間とします。

3. 学区再編にあたっての配慮事項

- それぞれの学校や地域の特色を生かした学校づくりに努めること。
- 円滑な学校生活がスタートできるように、統合までに共同学習や交流事業等を実施し、児童や保護者の不安の解消に努めるとともに、統合後も引き続き児童の心のケアに努めること。
- 統合による学校の環境の変化がもたらす児童への影響を考慮し、教職員の配置等について十分な調整を図ること。
- 検討対象校区の児童の遠距離通学対策として、スクールバスの運行等を検討すること。
- 閉校施設については、地域の意向を尊重するとともに、防災拠点、地域コミュニティ等の役割を考慮し、市として総合的な観点から利活用策を検討すること。
- 統合により子どもたちと地域とのつながりが希薄にならないように、市として地域活動を支援するとともに、学校経営においても地域コミュニティとの連携を具体的に検討すること。
- 第一期計画との整合を図りつつ、その他必要な支援を行うこと。

議第33号

鶴岡市立小中学校処務規程の一部改正について

鶴岡市立小中学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年11月18日提出

鶴岡市教育委員会教育長 難波 信昭

鶴岡市立小中学校処務規程の一部を改正する訓令

鶴岡市立小中学校処務規程（平成17年鶴岡市教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第22条中「職員は、」の次に「7日以上（外国旅行の場合は、日数にかかわらず）の」を加える。

附 則

この訓令は、平成27年11月18日から施行する。

議第34号

指定管理者の指定について

山五十川古典芸能収蔵館について、別紙のとおり指定管理者の指定をするよう、市議会に提案方を市長に依頼するものです。

平成27年11月18日提出

鶴岡市教育委員会

教育長 難波信昭

議第 号

指定管理者の指定について（山五十川古典芸能収蔵館）

市は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 施設の名称 山五十川古典芸能収蔵館
- 2 施設の位置 鶴岡市山五十川字木ノ下591番1
- 3 指定管理者 鶴岡市山五十川甲475番1
山五十川自治会
- 4 指定の期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

平成27年12月 日提出

鶴岡市長 榎 本 政 規

議第35号

鶴岡市丸岡城跡史跡公園設置及び管理条例の制定について

鶴岡市丸岡城跡史跡公園設置及び管理条例について、別紙のとおり制定をするよう、市議会に提案方を市長に依頼するものです。

平成27年1月18日提出

鶴岡市教育委員会

教育長 難波信昭

(案)

議第 号

鶴岡市丸岡城跡史跡公園設置及び管理条例の制定について

鶴岡市丸岡城跡史跡公園設置及び管理条例を次のように定める。

平成27年12月 日提出

鶴岡市長 榎本政規

鶴岡市丸岡城跡史跡公園設置及び管理条例

(設置)

第1条 山形県指定史跡の丸岡城跡及び市指定文化財の日向家住宅を保存し、及び活用し、文化財保護の普及及び啓発を図るとともに、地域の歴史及び伝統の継承に資するため、丸岡城跡史跡公園（以下「史跡公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 史跡公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
丸岡城跡史跡公園	鶴岡市丸岡字町の内96番地

(施設)

第3条 史跡公園に、ガイダンス施設を置く。

(指定管理者による管理)

第4条 史跡公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 史跡公園の維持管理に関する業務
- (2) 史跡公園内の文化財の保護及び啓発に関する業務

- (3) 地域の歴史及び伝統の継承に関する業務
- (4) 前3号に掲げるものほか、史跡公園の管理運営上、教育委員会が必要と認める業務
(指定管理者の指定の手続等)

第6条 史跡公園の指定管理者の指定の手続等については、鶴岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年鶴岡市条例第73号）の定めるところによる。
(行為の制限)

第7条 史跡公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真の撮影又はこれに類する行為をすること。
 - (3) 興業を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために史跡公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、内容、期間その他教育委員会の指示する事項を記載した申請書を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を教育委員会に提出して、その許可を受けなければならぬ。
- 4 教育委員会は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の史跡公園の利用に支障を及ぼさないと認めの場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。
- 5 教育委員会は、第1項又は第3項の許可に史跡公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。
(行為の禁止)

第8条 史跡公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が必要と認めたとき又は教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 史跡公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類又は魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ諸車類を乗り入れ、又は止めておくこと。

(7) たき火をすること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、史跡公園の管理上支障がある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第9条 指定管理者は、史跡公園の損壊等の理由によりその利用が危険であると認められる場合その他やむを得ないと認められる場合においては、史跡公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて史跡公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(騒音の制限)

第10条 指定管理者は、競技会、展示会、博覧会、興業、集会その他これらに類する催物による拡声放送その他明らかに騒音と認められるもので、市民生活の静穏を保持し難いと認められる場合は、これを禁止し、又は騒音防止に必要な措置をとらせることができる。

(使用料)

第11条 第7条第1項の規定により許可を受け史跡公園を使用する者は、使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、鶴岡市都市公園条例（平成17年鶴岡市条例第234号）に基づく使用料の額の算定の例により算定した額とする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(開館期間等)

第12条 ガイダンス施設の開館期間は、4月1日から11月30日までとする。

2 ガイダンス施設の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を得て開館期間若しくは開館時間を延長し、若しくは短縮し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

(損害賠償)

第13条 史跡公園又はその施設等を損傷し、若しくは汚損し、又は滅失した者は、市長の指示するところによりその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

(1) 第7条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第8条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

(鶴岡市丸岡城跡及び加藤清正墓碑駐車場等設置及び管理条例の廃止)

- 2 鶴岡市丸岡城跡及び加藤清正墓碑駐車場等設置及び管理条例（平成17年鶴岡市条例第111号）は、廃止する。